

◎新潟県教育委員会告示第3号

新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第10号）の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月31日

新潟県教育委員会

教育長 太 田 勇 二

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（第2号様式）（第16条関係） 辞令書 （略） 辞令書記入要領 I・II （略） III （発令事項）欄の記入 （略） 1～18 （略） 19 定年前再任用 （1）教諭、講師、養護教諭、実習助手又は栄養教諭に定年前再任用する場合 新潟県公立学校教員に定年前再任用する 〇〇（週〇時間勤務）に補する 教育職〇級に決定する 新潟県立〇〇高等学校〇〇分校勤務を命ずる 〇〇課程担当を命ずる <u>定年前再任用期間</u> 年 月 日から 年 月 日まで <u>(2) 定年前再任用の任期の満了</u> 定年前再任用の任期の満了により退職した 20 暫定再任用 （1）校長、教諭、講師、養護教諭、実習助手又は栄養教諭に暫定再任用する場合 新潟県公立学校△△に暫定再任用する 〇〇に補する 教育職〇級に決定する 新潟県立〇〇高等学校〇〇分校勤務を命ずる 〇〇課程担当を命ずる <u>暫定再任用期間</u> 年 月 日から 年 月 日まで 注 短時間勤務職員として暫定再任用する場合は、職の末尾に（週〇時間勤務）を加える。 （2）・（3） （略） 21・22 （略）	（第2号様式）（第16条関係） 辞令書 （略） 辞令書記入要領 I・II （略） III （発令事項）欄の記入 （略） 1～18 （略） 19 定年前再任用 （1）教諭、講師、養護教諭、実習助手又は栄養教諭に定年前再任用する場合 新潟県公立学校教員に定年前再任用する 〇〇（週〇時間勤務）に補する 教育職〇級に決定する 新潟県立〇〇高等学校〇〇分校勤務を命ずる 〇〇課程担当を命ずる <u>期間</u> 年 月 日から 年 月 日まで <u>(2) 定年前再任用の任期を更新する場合</u> <u>定年前再任用の任期を</u> 年 月 日まで更新する <u>(3) 定年前再任用の任期の満了</u> 定年前再任用の任期の満了により退職した 20 暫定再任用 （1）校長、教諭、講師、養護教諭、実習助手又は栄養教諭に暫定再任用する場合 新潟県公立学校△△に暫定再任用する 〇〇に補する 教育職〇級に決定する 新潟県立〇〇高等学校〇〇分校勤務を命ずる 〇〇課程担当を命ずる <u>期間</u> 年 月 日から 年 月 日まで 注 短時間勤務職員として暫定再任用する場合は、職の末尾に（週〇時間勤務）を加える。 （2）・（3） （略） 21・22 （略）